各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産ウーロン茶のフィプロニル)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成30年2月20日付け薬生食輸発0220第2号)により通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いします。

記

1. 別添1の中国の項中、

#I I IV *	<i>₽ 1</i> d.	₩ + ₽	3.4¥∧ □	かまの土油	トトナロルファ
製品検査の	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受けるこ
対象食品等		項目	採取の		とを命ずる具体
			方法		的理由
ウーロン茶		フィプ	別表1	平成17年1月24日付	基準値(0.002ppm)
及びその加		ロニル	の3に	け食安発第0124001	を超えるフィプロ
工品(簡易			よるこ	号「食品に残留する	ニルが検出される
な加工に限			と。	農薬、飼料添加物又	おそれがあるた
る。)				は動物用医薬品の成	め。
				分である物質の試験	
				法について」による	
				こと。	

を削除する。